

介護保険制度を利用して 身体に合った福祉用具を

福祉用具は、介護が必要な方の生活を助けたり、暮らしやすくしたりする用具です。また、障がいのある方にとっては機能訓練のための用具としても使われます。介護保険制度を利用してご自身に合った福祉用具を選びましょう。



福祉用具カタログ

福祉用具展示会

2/7(月)～2/13(日)
ハーツ三方五湖
2/16(水)～2/23(水・祝)
ハーツ志比口
※いずれも10:00～15:00

制度について

介護保険制度の居宅サービスの二つとして、「福祉用具貸与・購入」があります。これらのサービスを利用するには、まず「介護保険制度の利用を申請し、「要介護」「要支援」の認定を受ける必要があります。」「要介護」認定を受けた方は居宅介護支援事業者のケアマネジャーに、「要支援」の方は最寄りの「地域包括支援センター」にご相談ください。

福祉用具貸与

福祉用具は基本的に貸与（レンタル）で利用します。費用は品目によって異なりますが、レンタル費の1割（一定以上所得者の場合は2割または3割）を利用者が負担します。



貸与品目（13品目）

- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品（つり具の部分を除く）
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 移動用リフト

特定福祉用具購入

直接肌に触れるものなど再利用に抵抗があるものや、使用により形態・品質などが変化するものは購入となり、介護保険を利用して購入することができます。

特定福祉用具（6品目）

- 腰掛け便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具部分



介護保険を利用して購入する場合は、

都道府県の指定事業者から購入する必要があります。指定事業者でも「インターネット販売」などでの購入は、介護保険の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

福祉用具は介護保険を利用せずに簡単に購入できるものもありますが、身体に合っていないものは事故やケガの元にもなりかねません。県民せいきょうでは、専門的な知識を持った福祉用具専門相談員が身体の状態や生活環境に適した用具をみなさんと一緒に選びます。初めての方も安心して気軽にご相談ください。

福祉用具レンタル・販売事業

福祉用具専門相談員
山口・森川(坂井・奥越)
吉田(福井・丹南)
芝(嶺南)

お問い合わせ先

〈コールセンター〉

0120-016-165

(受付時間は15ページをご覧ください)

参考ホームページ
公益財団法人長寿科学振興財団 健康長寿ネット
<https://www.tyojyu.or.jp/net/kaigo-seido/kaigo-service/fukushi-taiyo.html>